

(1) グループホーム等改修整備（大規模修繕等）

30万円以上1,000万円以内

※エレベーター等設置整備を行う場合の上限は以下のとおり

- ・エレベーター等設置整備以外の改修と併せて行う場合 1,200万円以内
- ・エレベーター等設置整備のみ行う場合 200万円以内

※賃貸物件の改修整備を行うものも対象とする。

※グループホームにスプリンクラーを整備する場合は、見積額と合見積額を比べて低い方の額と、(4)に掲げる基準単価にスプリンクラー設置対象面積を乗じて得た額とを比べて低い額を基準額とする。

(2) 短期入所事業所改修整備（大規模修繕等）

30万円以上600万円以内

※上記額は、短期入所事業所のみを改修整備する場合の基準額。

(本体施設(入所・通所・療養介護・グループホーム等)の改修と一体的に短期入所事業所を改修整備する場合は、本体施設の一部と整理。)

※賃貸物件の改修整備を行うものも対象とする。

(3) 障害福祉サービス事業等改修整備（大規模修繕等）

30万円以上500万円以内

※(1)及び(2)の整備を除く。

※賃貸物件の改修整備を行うものも対象とする。

(4) スプリンクラー設備工事費

(事業費ベース)

	1,000㎡未満	1,000㎡以上の平屋建	消火ポンプユニット加算
基準単価(案) (1㎡当たり)	21,200	40,200	3,090,000 (平米数関係なし)

(単位：円)